

全国健康保険協会評議会関係規定

○健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（評議会）

第 7 条の 2 1 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

2 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所（第 3 4 条第 1 項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。）の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長（以下「支部長」という。）が委嘱する。

○全国健康保険協会定款（抄）

第 4 章 評議会

（評議会）

第 2 8 条 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

（評議員及び評議員の委嘱）

第 2 9 条 評議会の評議員（以下「評議員」という。）は、12 人以内とする。

2 評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

（評議員の任期）

第 3 0 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

（評議会の職務）

第 3 1 条 次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。

（1）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項

（2）当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項

（3）その他当該支部の業務に関する重要事項

（準用）

第 3 2 条 評議会の運営については、第 2 2 条から第 2 6 条までの規定を準用する。この場合において、第 2 2 条中「理事長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

全国健康保険協会評議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の21に規定する全国健康保険協会（以下「協会」という。）の評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(評議員及び評議員の委嘱)

第2条 評議会の評議員（以下「評議員」という。）は、12人以内とする。

2 評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

(任期)

第3条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議会の招集)

第4条 評議会は、支部長が招集する。

2 支部長は、評議員の総数の3分の1以上の評議員が審議すべき事項を示して評議会の招集を請求したときは、評議会を招集しなければならない。

(議長)

第5条 評議会に議長を置き、評議員の互選により選任する。

2 議長は、評議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 評議会は、評議員の総数の3分の2以上又は第2条第2項に掲げる評議員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(評議会の職務)

第7条 次の各号に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項
- (2) 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項
- (3) その他当該支部の業務に関する重要事項

(議決方法)

第8条 評議会の議事は、出席評議員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 評議会の庶務は、支部における企画総務部企画総務グループにおいて行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、評議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、議長が評議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。